パートナーシティ実施要領

平成10年 2月16日決定 平成21年11月26日改正 平成26年 3月31日改正 令和 2年 3月31日改正

1 パートナーシティ創設の目的

京都市は、世界の多くの都市から姉妹都市提携の申込みを受けているように、世界の 諸都市と交流を広げていく大きな可能性を有しています。しかしながら、これら全ての 都市と姉妹都市と同様の包括的な交流を行っていくことは事実上困難であり、姉妹都市 ではない新たな交流形態を展開していく必要があります。

このため、平成9年11月策定の「京都市国際化推進大綱」において新しい形態による都市提携として「パートナー・シティ交流の推進」を提唱したのをはじめ、平成20年12月策定の「京都市国際化推進プラン」においても、パートナーシティの締結による交流を促進することをうたっております。

これは、京都市に姉妹都市提携を申し込んできている都市又は民間レベル等で交流を 進めている相手都市を対象として、特定分野に限定した新たな都市提携を行うことによ り、民間団体等を主体とした市民レベルでの交流・協力をより一層促進し、世界のより 多くの都市との交流を可能にしようとするものです。

2 パートナーシティの特徴

新しい都市間交流であるパートナーシティには次のような特徴があります。

- (1) 姉妹都市提携のようにあらゆる分野での包括的な交流を目指すのではなく、環境、学術研究・教育、文化・芸術、経済など特定の分野に限定した交流を進めること。
- (2) 市内の様々な民間団体等が主体となった市民レベルでの交流・協力を基礎とし、また、目的ともしていること。
- (3) 姉妹都市提携のように大がかりな準備と期間を費やさないで提携ができること。

3 パートナーシティ提携の進め方

パートナーシティ提携は、市内の民間団体等による国際交流の促進を目指し、民間団体間の交流・協力を契機として提携に至るものです。民間団体間の交流が新しく始まる場合は、継続的かつ将来的な発展が見込まれるものを対象とします。

既に市内の団体(大学等教育機関・商工会議所・商店組合・交響楽団・ライオンズクラブ等の慈善団体等)と相手都市の民間団体との間に交流がある場合においては、その民間団体の交流分野において相手都市との間でパートナーシティ提携を行い、民間団体間の一層の交流・協力を促進します。

民間団体等による交流の深まりが、京都市及びパートナーとなる都市の発展に寄与することを目指します。

実際に提携するに当たっては、文書(別紙例参照)で宣言します。

4 京都市の支援

京都市の有する広報媒体を通じた交流活動等の紹介,後援名義の付与等を行います。 また、相手都市との連絡調整や情報提供等,交流の円滑化を図るための条件整備を行い ます。

例1

都市の重要性と影響力は急速に増加しており、異なる文化的背景を持った人が、情報や経験を交流することで世界平和を守り向上させていくうえで、都市は大きな役目を果たす。

このことを念頭に置き、この提携書の対象者である京都市と a 市は、パートナーシティ提携の締結の下、学術研究・教育及び産学公連携の分野において、特に大学交流事業を通じて、情報や経験の交流を進め、両市間の友情を深める。このような状況において、両市は、持続可能で平和的な発展と、文化的対話を促進することに熱心に取り組むものとする。

年 月 日

京都市長

a 市長

例 2

京都市とb市は,歴史遺産の保存と都市開発という歴史都市共通の使命を担い,歴史都市としての未来を創造し、更なる都市の繁栄と平和を希求している。

両市は、市民同士の相互理解と友好関係を促進し、交流・協力関係を発展させるため に、以下のとおり、パートナーシティ提携書に署名することに合意する。

- 1 両市は、その将来性と特性をいかしながら、学術・教育・福祉 の分野で交流・協力 の促進に努める。
- 2 両市は、上記以外で双方が関心を持つ重要な分野についても、今後、両市の合意の下 に積極的に連携を図り、交流・協力を推進していく。
- 3 両市は、本提携の目的と任務を遂行するために、継続的に情報と意見の交換を行い、 相互の利益を実現していく。

年 月 日

京都市長

b市長